

○江田島市旅客船設置及び管理条例

平成26年10月30日

条例第41号

改正 平成27年3月2日条例第7号

令和元年6月25日条例第13号

令和元年6月25日条例第23号

(目的及び設置)

第1条 市民の海上交通を確保することにより、市民福祉及び地域振興に寄与するため、江田島市旅客船(以下「旅客船」という。)を設置する。

(航路の運航区間及び旅客船の名称等)

第2条 本市に、次のとおり旅客船を設置する。

区分	航路名	運航区間
江田島市旅客船	中町宇品航路	長瀬海浜～中町～高田～宇品間

2 旅客船の名称、運航回数その他必要な事項は、規則で定める。

(事業)

第3条 旅客船は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業に供する。

(1) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条第1項の規定により許可を受けた一般旅客定期航路事業

(2) 海上運送法第20条第2項の規定により届出をした不定期航路事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 旅客船の管理は、第1条に規定する目的を効果的に達成するために、江田島市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年江田島市条例第5号)の定めるところにより、市長が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)

に行わせるものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 旅客船の維持及び管理に関する業務
- (3) 旅客船の利用の許可に関する業務
- (4) 旅客船の利用料金の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、旅客船の管理及び運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、旅客船の管理を行わなければならない。

(運航の中止)

第7条 指定管理者は、荒天、旅客船の故障又は定期の検査等により、旅客船の運航を中止した場合は、市長へ速やかに報告しなければならない。

(乗船)

第8条 旅客船を利用する者(以下「利用者」という。)は、この条例の定めるところにより乗船券を購入しなければならない。

2 指定管理者は、旅客船の管理又は運営上必要があると認めるときは、利用者に条件を付すことができる。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、旅客船の利用目的、利用方法等が次の各号のいずれかに該当する場合は、旅客船の利用を制限することができる。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき，その他市民福祉及び地域振興に寄与する目的に照らし適当でないと認められるとき。
- (2) 旅客船若しくは附属施設を滅失し，又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか，旅客船の管理又は運営上支障があると認められるとき。

(利用の取消し等)

第10条 指定管理者は，利用者が次の各号のいずれかに該当するときは，その利用の許可を取り消し，若しくは第8条第2項の規定による利用の条件を変更し，又は下船を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条の規定により運航を中止したとき。
- (3) 第8条第2項の規定による利用の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，旅客船の管理又は運営上支障があるとき。

2 前項の規定により利用の許可を取り消し，若しくは利用の条件を変更し，又は下船を命じたことによって利用者に損失が生じることがあっても，市又は指定管理者は，これに対して補償する義務を負わない。

(利用料金)

第11条 利用者は，この条例の定めるところにより，指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保護者の同伴する1歳以上6歳未満の小児については、1人に限り無料とし、当該1歳未満の小児については、無料とする。

3 大人利用料金と小児利用料金の区分は、次に掲げる年齢別の区分によることとし、小児利用料金は、大人利用料金の半額とする。

(1) 大人 12歳以上(中学生以上)の者

(2) 小児 12歳未満(小学生以下)の者

4 利用料金の額は、別表第1から別表第5までに定める金額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めなければならない。ただし、貸切船の利用料金は、深夜、早朝、距離、回送、積載内容等を勘案して指定管理者が別に定めるものとする。

5 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

6 第3項又は第4項で算出した金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、別表第6に定める利用料金減額基準に基づき旅客船の利用料金を減額しなければならない。

2 指定管理者は、市長が必要と認める場合には、旅客船の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由により旅客船を利用できないときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(利用者の遵守事項)

第14条 利用者は、指定管理者が運送の安全と船内の秩序維持のために行う指示に従わなければならない。

2 利用者は、指定管理者から乗船券の提示又は交付を求められたときは、これを拒むことができない。

(損害賠償の義務)

第 1 5 条 利用者は、旅客船若しくは附属施設を滅失し、又は損傷した場合は、不可抗力によるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第12号で平成27年10月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の日の前日までに、江田島市旅客定期航路事業運送条例の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成27年3月2日条例第7号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、江田島市旅客船設置及び管理条例(平成26年江田島市条例第41号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年6月25日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江田島市立学校施設使用条例、江田島市公民館設置及び管理条例、大柿自然環境体験学習交流館設置及び管理条例、江田島市体育施設設置及び管理条例、江田島市スポ

ーツセンター設置及び管理条例，江田島市江田島コミュニティセンター設置及び管理条例，江田島市江南ふれあいセンター設置及び管理条例，江田島市沖美ふれあいセンター設置及び管理条例，江田島市集会所設置及び管理条例，江田島市コミュニティホーム設置及び管理条例，江田島市児童公園設置及び管理条例，江田島市児童館設置及び管理条例，江田島市老人集会所等設置及び管理条例，江田島市老人福祉センター設置及び管理条例，江田島市隣保館設置及び管理条例，江田島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例，江田島市立墓地設置及び管理条例，江田島市山村振興等農林漁業施設設置及び管理条例，江田島市水産交流施設設置及び管理条例，江田島市農業振興関係施設設置及び管理条例，江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例，江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例，江田島市立公園設置及び管理条例，江田島市森林公園設置及び管理条例，江田島市漁業者研修施設設置及び管理条例，江田島市子育て世代包括支援センター設置及び管理条例，江田島市沖美町畑地かんがい施設設置及び管理条例，江田島市旅客船設置及び管理条例及び江田島市市民センター等設置及び管理条例の規定は，この条例の施行の日以後の利用に係る使用料等（使用料金，利用料金及び手数料を含む。以下同じ）について適用し，同日前の利用に係る使用料等については，なお従前の例による。

附 則（令和元年6月25日条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は，令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

利用料金表（中町宇品航路）

区間	長瀬海浜		
2等	60円	中町	

急行料金	30円			
計	90円			
2等	160円	100円	高田	
急行料金	30円	30円		
計	190円	130円		
2等	650円	650円	650円	宇品
急行料金	330円	330円	330円	
計	980円	980円	980円	

別表第2（第11条関係）

回数券料金表（中町・高田～宇品間）

回数券	4,900円（980円券×6枚 <sup>つづり</sup> 綴）
-----	-----------------------------------

別表第3（第11条関係）

定期利用料金表（中町宇品航路）

種類	1か月	3か月	6か月
通勤	29,320円	87,960円	175,920円
通学	17,450円	52,350円	104,700円

別表第4（第11条関係）

手荷物利用料金表（中町宇品航路）

種類	区間	20km未満
	受託手荷物	100円

別表第5（第11条関係）

小荷物利用料金表（中町宇品航路）

種類	区間	20km未満

10 kg以下	80 円
10 kgを超え 20 kg以下	160 円
20 kgを超え 30 kg以下	250 円

別表第 6（第 12 条関係）

利用料金減額基準

対象者の区分	減額率
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び第 1 種身体障害者の介護者	50 %
昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知に基づく療育手帳の交付を受けている者及び第 1 種知的障害者の介護者	50 %
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定により，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者，1 級精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護者及び 12 歳未満の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護者	50 %
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条，第 124 条及び第 134 条に規定する学校，児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定する保育所等の活動を引率する者	30 %
旅行目的及び行程を同じくする 15 人以上の団体旅客	10 %